

## 今後の地方公会計のあり方に関する研究会（第9回）の意見

### ○固定資産台帳の整理・情報充実について

- ・ 従来、固定資産台帳の記載項目については例示しか示されていなかったところ、財務書類作成のために必要な項目と公共施設マネジメント等に有用な項目に分けて一定の様式を示す方向性は良いと思う。
- ・ 固定資産台帳情報としては、財務書類を作るための情報と、資産管理のために活用すべき情報はあってしかるべきと思われる。耐用年数についても、財務書類を作成するための法定耐用年数と資産管理のための使用耐用年数の両者を別途持てるようにすることは賛成。
- ・ 法定耐用年数と使用耐用年数の双方を持つとなると追加コストも発生すると考えられる。また使用耐用年数について自治体のフリーハンドで良いとするのか、一定の基準を示すのかは整理が必要。
- ・ 施設の実態を評価するという観点からは、法定耐用年数を使った減価償却計算というところから見直すこともあっても良いのではないかと。各自治体において施設ごとに使用耐用年数を見積もり設定していくことは非常に大変であり、いきなり切り替えることにはならないと思うが、企業会計の原則は実態を評価するというところにあり、本来あるべき姿だと思う。
- ・ もし、法定耐用年数をやめて、各自治体が設定した使用耐用年数を用いるといったことになった場合には、独自に設定した年数の妥当性について説明責任が生じることには留意が必要。
- ・ 公共施設等総合管理計画と地方公会計の連携はお互いにとって非常に良い取組であり、固定資産台帳の活用事例などはベストプラクティスとして積極的に共有して欲しい。

### ○地方公会計の整備・活用に向けた短期的な効率化策について

- ・ 財務書類連結時において、資金収支計算書の作成を間接法で許容することは、間接法で作成されている連結対象の書類を直接法に組み替える手間がなくなり、単体の財務書類との整合性やどのように間接法で作成するのかといった点は留意する必要がある。

- 資産計上に係る金額基準の目安を一律に 300 万円とすることは、効率化の観点では理解できるが、300 万円にするにしても唐突感があるようにも思う。費用処理の増加に伴い、適切な資産管理が損なわれる懸念や自治体の物品管理簿等との乖離が生じる可能性もあるため、慎重に検討していく必要がある。
- 地方債に係る附属明細書は作成に係る作業負担が重く、クロス表の項目についても、昨今の開示情報のニーズに適う内容とは言い難いため、様式の簡素化は良いと思う。一方、決算統計側の情報であるのかもしれないが、明細情報としては残高ではなく、期首期末の増減額が分かる表にしても良いのではないか。
- 基礎的財政収支については、統一的な基準が導入される以前から、指標の一つとして位置づけられてきたものだが、政府が対外的に示している「基礎的財政収支」の算出式と異なるものならば、名称の見直しを図っても良いと思う。

#### ○データ整備における中長期的に目指すべき姿について

- データ整備の理想像とは、活用に資するデータをいかに効率的に集計・保持できるかであり、具体的にいえば、後追いで入力している情報を最初に入力することで、後工程の労力が大幅に削減され、自治体職員の負担なく活用が可能となる。そのためには I C T を最大限活用することが重要であり、まずは、その絵姿を自治体に示し、さらにその手段として A I や O C R の利活用といった発展的な議論につながることを期待。